契約締結前交付書面

2026年4月版

特に重要なお知らせ
（契約概要・注意喚起情報）

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに
交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、
「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

第一フロンティア定額年金
（円建／外貨建）

通貨指定型個人年金保険（24）

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

⚠ この書面は、ご契約前に必ずお読みください

●「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

●なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

●この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、給付金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

［引受保険会社］
第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

［募集代理店］
野村證券株式会社

ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

Web版

- **いつでもホームページから閲覧できます**
- **検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます**
- **文字を拡大して閲覧できます**

Web版の閲覧方法

右記のコードから簡単にアクセス　スマートフォンなどから読み取り、アクセスしてください。

ホームページからアクセス

1. 第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）にアクセスし、**「ご契約者向けサービス・お手続き」**をクリック
2. **「Web版 ご契約のしおり・約款」**をクリック
3. 検索番号**「05221」**を指定し、**検索する**をクリック

＊冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

**野村證券株式会社（募集代理店）では、複数の保険会社の商品を取り扱っています。
ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格をもった社員にお問い合わせください。**

＊保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

［引受保険会社］
第一フロンティア生命保険株式会社
〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/
お客さまサービスセンター フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

［募集代理店］
野村證券株式会社
取扱者（生命保険募集人）

'26年4月版
㊎B25F5508（2026.02.13）F8398-02 '26年3月作成 ラ
No.10562/26.04

契約概要

■この保険の正式名称は、「通貨指定型個人年金保険(24)」です。

■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称		この冊子での表記
年金総額保証付終身年金		終身年金
指数連動部分付年金特則	適用あり	指数あり
	適用なし	指数なし
指数連動部分		上乗せ部分

■指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについては以下のとおりです

■商 号　第一フロンティア生命保険株式会社

■住 所　〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1　日比谷フォートタワー

■電 話　0120-876-126

■ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

2 この保険の特徴については以下のとおりです

■この保険は、金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基づき年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。

■通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。

■ご契約のお申込みの際、年金の種類および年金額を定めるしくみをご指定いただきます。
(ご契約後、これらを変更することはできません。)

年金の種類	
終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお支払いします。 ●契約日の1ヵ月後から年金をお支払いします。 ●年金支払期間は、終身とします。
確定年金	選択いただいた期間、年金をお支払いします。 ●据置期間(1年～10年)経過後から年金をお支払いします。 ●年金支払期間は、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年から選択いただきます。

年金額を定めるしくみ	
指数あり	積立利率などに基づき契約日に定まる「定額部分の年金額」および参照指数の上昇率などに基づき定まる「上乗せ部分の年金額」の合計額を年金額として定めるしくみ
指数なし	積立利率などに基づき契約日に年金額を定めるしくみ

■年金支払期間中に被保険者が生存している場合は、年金をお支払いします。
被保険者が死亡した場合でも、年金支払保証期間中(終身年金の場合)または年金支払期間中(確定年金の場合)は継続して年金をお支払いします。

■ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金の分割払を請求することができます。

■年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合、死亡給付金をお支払いします。
＊「終身年金」の場合は、契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金のお支払いはありません。

■指定通貨建の死亡給付金額や年金支払保証期間中(終身年金の場合)または年金支払期間中(確定年金の場合)に支払われる指定通貨建の年金の合計額は、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

■積立利率の適用期間は年金の種類に応じてつぎのとおりとし、積立利率の適用期間経過後は契約日における当社所定の利率が適用されます。

終身年金	契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間
確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間 ＊合計期間が30年を超えるときは、契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間となります。

■この保険は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。

3 この保険の費用・リスクについては以下のとおりです

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。►P22～26

4 この保険のしくみについては以下のとおりです

終身年金 **指数なし** しくみ図(イメージ)

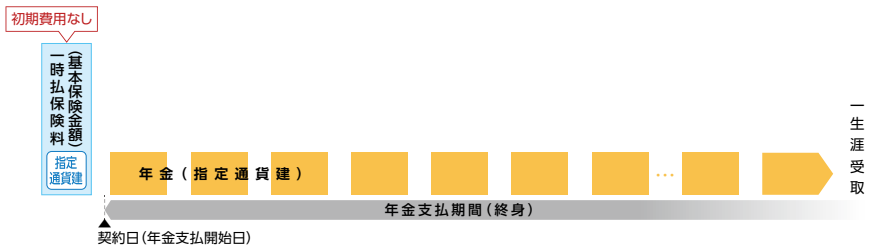

確定年金 **指数なし** しくみ図(イメージ)

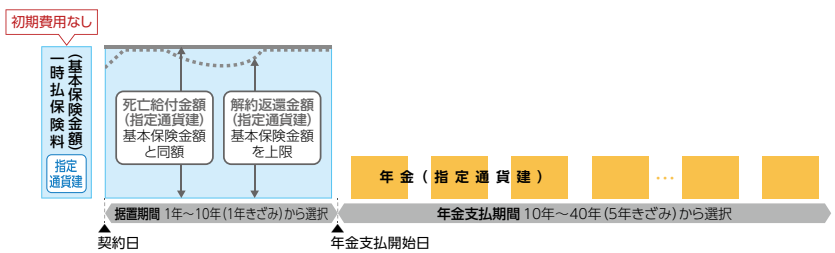

終身年金 **指数あり** ／ **確定年金** **指数あり**

参照指数の上昇による、年金額の上乗せが期待できます。

年金額は、**定額部分の年金** と **上乗せ部分の年金** の合計額となります。

＊「定額部分の年金額」は「指数なしの年金額」と比べて小さくなります。

＊上記しくみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

＊為替相場の変動などにより、年金などの受取額が変動します。

5 積立利率については以下のとおりです

■積立利率は、積立金(一時払保険料をもとに積み立てるお金)に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率＝ 平均指標金利＋調整率 ー 保険契約関係費率
指標金利 (▶P5・6 の表もご参照ください)	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。「平均指標金利」とは、積立利率計算日(積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前)に算出される、当社所定の期間(3日間)の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル]－1.5%～＋1.0%　[豪ドル]－1.0%～＋1.5% [円]－1.0%～＋1.5%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>

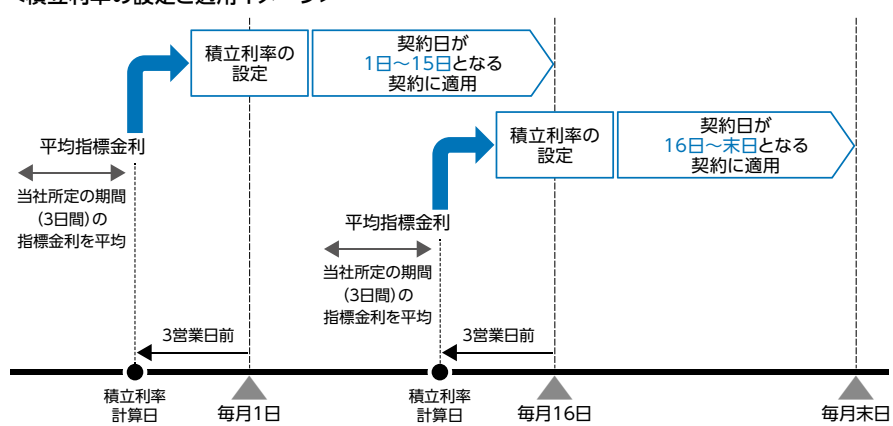

<指標金利> 終身年金

指定通貨	契約年齢	指標金利
米ドル	40歳～64歳	加重平均インデックス利回り（対象年限15年）
	65歳～79歳	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
	80歳～90歳	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）および 加重平均インデックス利回り（対象年限10年）を単純平均したもの
豪ドル	40歳～64歳	豪ドル15年金利スワップレート
	65歳～79歳	豪ドル10年金利スワップレート
	80歳～90歳	豪ドル5年金利スワップレートおよび 豪ドル10年金利スワップレートを単純平均したもの
円	40歳～64歳	20年の日本国債の流通利回り
	65歳～79歳	10年の日本国債の流通利回りおよび 15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
	80歳～90歳	5年の日本国債の流通利回りおよび 10年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの

<指標金利> 確定年金

指定通貨	据置期間	年金支払期間	指標金利
米ドル	1年～4年	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）
		15年・20年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
		25年～40年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および 加重平均インデックス利回り（対象年限15年）を単純平均したもの
	5年・6年	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
		15年・20年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および 加重平均インデックス利回り（対象年限15年）を単純平均したもの
		25年～40年	加重平均インデックス利回り（対象年限15年）
	7年～10年	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および 加重平均インデックス利回り（対象年限15年）を単純平均したもの
		15年・20年	加重平均インデックス利回り（対象年限15年）
		25年～40年	加重平均インデックス利回り（対象年限15年）および 加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの

<指標金利> 確定年金

指定通貨	据置期間	年金支払期間	指標金利
豪ドル	1年～4年	10年	豪ドル5年金利スワップレートおよび 豪ドル10年金利スワップレートを単純平均したもの
		15年・20年	豪ドル10年金利スワップレート
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレート
	5年・6年	10年	豪ドル10年金利スワップレート
		15年・20年	豪ドル10年金利スワップレートおよび 豪ドル15年金利スワップレートを単純平均したもの
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレート
	7年～10年	10年	豪ドル10年金利スワップレートおよび 豪ドル15年金利スワップレートを単純平均したもの
		15年・20年	豪ドル15年金利スワップレート
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレートおよび 豪ドル20年金利スワップレートを単純平均したもの
円	1年～4年	10年	5年の日本国債の流通利回りおよび 10年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		15年・20年	10年の日本国債の流通利回り
		25年～40年	15年の日本国債の流通利回り
	5年・6年	10年	10年の日本国債の流通利回り
		15年・20年	10年の日本国債の流通利回りおよび 15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		25年～40年	15年の日本国債の流通利回り
	7年～10年	10年	10年の日本国債の流通利回りおよび 15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		15年・20年	15年の日本国債の流通利回り
		25年～40年	20年の日本国債の流通利回り

＊加重平均インデックス利回りとは、Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index BBB/Baaの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回りのことをいいます。

＊豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

6 保障内容については以下のとおりです

死亡給付金 確定年金

■年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合は、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。

■死亡給付金額は被保険者が死亡されたときの基本保険金額と同額となります。

＊終身年金の場合は、契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金のお支払いはありません。

年金

■被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存している場合は、年金を年金受取人にお支払いします。

■年金支払日は、第1回の年金については年金支払開始日、第2回以後の年金については年金支払開始日の年単位の応当日とします。

年金の種類		年金支払開始年齢
終身年金	・契約日の1ヵ月後から、一生涯にわたって年金をお支払いします。 ・年金支払保証期間※中に被保険者が死亡した場合でも、年金支払保証期間中は継続して年金をお支払いします。 年金総額保証割合 指定通貨ごとに、以下のとおりとします。 100% 110% 120% 100% ※年金支払開始日から被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額（「指数あり」の場合は「定額部分の年金額」の合計額）が初めて基本保険金額に年金総額保証割合を乗じた金額以上となる年金支払日の直後の年金支払日の前日までの期間をいいます。 ＊第1回の年金は契約日（年金支払開始日）の1ヵ月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日）に当社所定の利率による利息をつけた金額をお支払いします。	40歳～90歳 （年金支払開始日における被保険者の満年齢）
確定年金	・据置期間（1年～10年（1年きざみ））経過後から、決まった期間、確実に年金をお支払いします。 ・年金支払期間中に被保険者が死亡した場合でも、年金支払期間中は継続して年金をお支払いします。 年金支払期間 10年～40年（5年きざみ）から選択	1歳～90歳 （年金支払開始日における被保険者の満年齢）

＊年金額（「指数あり」の場合は「定額部分の年金額」）が1,000米ドル、1,000豪ドル、10万円を下回るお取扱いはできません。一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金の種類、年金総額保証割合（終身年金の場合）、据置期間および年金支払期間（確定年金の場合）があります。

＊ご契約後、年金の種類、年金総額保証割合、据置期間および年金支払期間の変更はできません。

＊年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは指定がないときは、原則、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。
なお、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更できます。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

■年金額は、以下のとおりです。

	終身年金	確定年金
指数あり	年金額は、「定額部分の年金額」と「上乗せ部分の年金額」の合計額となります。 <イメージ> 定額部分の年金額：基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき、当社の定める方法により計算した金額となります。 上乗せ部分の年金額：第1回の年金支払日から毎年の年金支払日までの追加年金額 ▶P9 を累計した金額となります。	
指数なし	年金額は、基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき、契約日に定まります。	

（次ページへつづく）

（前ページからのつづき）

■「追加年金額」とは、参照指数の上昇に応じて上乗せされる金額で、年金の種類に応じて毎年の年金支払日につぎの算式により計算される金額とします。

終身年金

定額部分の年金額 × （その年金支払日の前日の指数判定日における上昇率） × 連動率

＊第1回の年金支払日における追加年金額は0となります。

確定年金

●第1回の年金支払日

定額部分の年金額 × （据置期間中に到来する各指数判定日における上昇率の合計） × 連動率

＊据置期間中も参照指数の判定を行い、上昇率の合計をもとに第1回の年金支払日における追加年金額を計算します。

●第2回以後の年金支払日

定額部分の年金額 × （その年金支払日の前日の指数判定日における上昇率） × 連動率

＊「上昇率」とは、各指数判定日の参照指数の値がその指数判定日に応じた基準日の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいい、つぎの算式により計算されます（0%未満の場合は0%とします）。

$$\text{上昇率}(\%) = \frac{(\text{各指数判定日の参照指数の値} - \text{その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値})}{\text{その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値}} \times 100(\%)$$

＊「指数判定日」とは、契約日後到来する毎年の年単位の契約応当日の前日（年金支払開始日後については年金支払開始日の毎年の年単位の応当日の前日）とします。

＊第1回の指数判定日に応じた基準日は、第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とし、第2回以後の指数判定日に応じた基準日は、直前の指数判定日とします。

＊「連動率」とは、参照指数の上昇を追加年金額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、円の場合は30%とします。

指数あり

⚠
- 定額部分の年金額の計算にあたって、上乗せ部分の年金額を受け取るために必要な額を控除することから、定額部分の年金額は、「指数なし」の年金額より小さくなります。
- 追加年金額は毎年の年金支払日に計算され、その計算に用いる上昇率が0%の場合には、追加年金額は0となり、その年金支払日においては新たな上乗せはありません。
- 参照指数の判定は、契約日から30年後の年金支払日の前日まで行います（その後の判定は行わず、追加年金額は0となります）。
- 契約日から30年後の年金支払日の前日までにつぎの(1)または(2)に該当したときは、それ以降、参照指数の判定は行わず、追加年金額は0となります。
  (1)被保険者が死亡した場合　　(2)年金の一括払が行われた場合
- 死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

7 年金の分割払については以下のとおりです

■ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の分割払を請求することができます。

■分割払回数は、年2回払、年4回払、年6回払（奇数月払）、年6回払（偶数月払）、年12回払からご指定いただきます。

＊分割払金額（「指数あり」の場合は定額部分の年金額に応じた分割払金額）が、米ドル建は500米ドル、豪ドル建は500豪ドル、円建は5万円を下回る場合はお取扱いできません。

■分割払金額は、年金額をもとに、分割払回数に応じて、当社の定める方法により、同一保険年度における各分割払金額が同額となるよう計算した金額とします。

＊「保険年度」とは、契約日または年単位の契約応当日からその直後の年単位の契約応当日の前日まで（年金支払開始日以後については年金支払日からその直後の年金支払日の前日まで）をいいます。

■分割払日は、分割払回数や年金の種類に応じてそれぞれつぎのとおりとします。

分割払回数	分割払日	
	終身年金（初年度）	終身年金（翌年度以後）・確定年金
年2回払	年金支払開始日の1ヵ月後、6ヵ月後の月単位の応当日	年金支払日、およびその6ヵ月後の月単位の応当日
年4回払	年金支払開始日の1ヵ月後、3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後の月単位の応当日	年金支払日、およびその3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後の月単位の応当日
年6回払（奇数月払）	年金支払開始日の1ヵ月以後の1月、3月、5月、7月、9月、11月の月単位の応当日※	1月、3月、5月、7月、9月、11月の年金支払日の月単位の応当日 ＊年金支払日が奇数月の場合は年金支払日を含みます。
年6回払（偶数月払）	年金支払開始日の1ヵ月以後の2月、4月、6月、8月、10月、12月の月単位の応当日※	2月、4月、6月、8月、10月、12月の年金支払日の月単位の応当日 ＊年金支払日が偶数月の場合は年金支払日を含みます。
年12回払	年金支払開始日の1ヵ月後、および毎月の月単位の応当日 ＊第1回の分割払日において、第1回および第2回の分割払金をお支払いします。	年金支払日、およびその毎月の月単位の応当日

※第1回の分割払日が年金支払開始日の2ヵ月後の月単位の応当日となるときは、第1回の分割払日において、第1回および第2回の分割払金をお支払いします。

＊月単位の応当日のない場合はその月の末日とします。

＊「終身年金の初年度」における第1回の分割払金については、分割払金額に年金支払開始日から第1回の分割払日までの当社所定の利率による利息をつけた金額をお支払いします（分割払回数が年6回払の場合で、第1回の分割払日が年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日となるときを除きます）。

■ 円貨への換算に適用する為替レートは、分割払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により円貨でのお受取額は変動します。

■年金の分割払中に年金の一括払が行われた場合または主契約が消滅した場合で、未払分割払金があるときは、未払分割払金の現価を年金受取人にお支払いします。

■ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、当社所定の範囲内で、分割払回数の変更・分割払の中止を請求することができます。この場合、翌保険年度の年金から変更後の取扱いを適用します。

8 指数あり 参照指数については以下のとおりです

（参照指数の内容は2026年2月現在のものであり、将来変更されることがあります。）

■上昇率の算出に使用する参照指数は以下のとおりです。

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
参照指数	世界資産分散投資指数（米ドル）	世界資産分散投資指数（豪ドル）	世界資産分散投資指数（円）
指数スポンサー	ゴールドマン・サックス・インターナショナル		
指数助言会社	バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社		

＊参照指数はゴールドマン・サックス・インターナショナルの独占的財産です。第一フロンティア生命は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルよりこの保険のために参照指数の使用に関するライセンスを得ています。

＊参照指数の対象資産に対する対象資産数量は、適用されるリバランス条件に従い、指数助言会社による定期的なリバランスに基づき指定されます。当該リバランスが、参照指数の運用成績を向上させる保証または確実性はありません。指数スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照指数に関していかなる受託者責任も有していません。

＊この保険は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはそのいかなる関連会社（総称して以下「ゴールドマン・サックス」）からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、この保険についていかなる表明または保証も行いません。

■参照指数の内容と投資対象資産は以下のとおりとなります。国内外の株式・債券を投資対象資産とし、所定のルールに基づいて資産配分と運用総額の見直しを行いながら運用した成果を示す指数です。

資産クラス	対象資産	投資対象
株式	国内株式	日本の株式市場の先物
	先進国株式	アメリカ・欧州・イギリス・カナダ・オーストラリアの株式市場の先物
	新興国株式	新興国の株式市場の先物
債券	国内債券	日本の国債市場の先物
	先進国債券	アメリカ・ドイツ・イギリス・カナダ・オーストラリアの国債市場の先物
短期金融資産（現金）		

■参照指数のしくみ（概略）は以下のとおりです。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

（1）資産配分の見直し

・指数助言会社であるバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社は、独自の定量モデルを活用した基本資産配分戦略、戦略的資産配分戦略および機動的資産配分戦略により、資産配分比率を決定します。

・基本資産配分戦略では、各投資対象資産からバランスよく収益を獲得することで、長期的にリスクに対して効率的なリターンを獲得することをめざします。各投資対象資産の値動きが資産配分全体に与える影響が概ね均等になる資産配分をベースとして、事前に定められたリスク水準の範囲内で期待リターンが最大となる資産配分を月次で決定します。

・戦略的資産配分戦略では、基本資産配分戦略からの更なるパフォーマンス向上をめざします。複数の定量モデルによって足元の経済環境・市場環境などを分析し、資産配分を月次または週次で調整します。

・機動的資産配分戦略では、複数の定量モデルを活用し、投資対象資産の急落リスクを予測します。モデルの予測に基づいて資産配分を日次で機動的に調整することで、資産全体の大きな損失回避をめざします。

（2）運用総額の調整

・これまでの値動きから測定した資産全体の価格変動率（ボラティリティ）に基づき、価格変動率（ボラティリティ）が大きい場合は運用総額（ポジション量）をへらして、価格変動率（ボラティリティ）の安定化をめざします。

・運用総額をへらす場合、へらした分は短期金融資産（現金）に配分します。

（3）参照指数の算出

・主に以上の手順で計算した結果が円建の参照指数となります。米ドル建および豪ドル建の参照指数は、円建の参照指数の日々の損益に対して、対米ドルまたは対豪ドルで換算を行い算出します。

・参照指数の計算にあたり、複製コスト※が控除されます。

※参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。

⚠ 参照指数への投資では、構成要素の価額上昇による収益が限定される可能性があります。参照指数への投資は投資による収益または損失に一定の割合を乗ずることによって、当該投資の価値の下落局面では価格変動リスクや損失のリスクを軽減する一方で、当該投資の価値の上昇局面では潜在的な収益を低減させる効果を有します。構成要素の価額が上昇または下落した場合、参照指数に連動する投資が同様の割合で上昇または下落するとは限りません。

⚠ 参照指数が消滅する等の理由によって、第一フロンティア生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の2ヵ月以上前に契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

9 ご契約のお取扱いについては以下のとおりです

基本保険金額／年金額

基本保険金額および年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。

① 基本保険金額（一時払保険料もしくは払込金額）

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。

最低

指定通貨で入金する場合

米ドル	豪ドル	円
30,000米ドル	30,000豪ドル	300万円

「保険料円貨入金特約」を付加する場合

円
300万円

＊保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。

最高

20億円相当額※

※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。

＊同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額などは通算して20億円相当額を超えることはできません。

② 年金額

最低

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
	1,000米ドル	1,000豪ドル	10万円

＊「指数あり」の場合は、定額部分の年金額を基準とします。

最高

3,000万円相当額（終身年金の場合に適用）※

※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。

＊「指数あり」の場合は、定額部分の年金額を基準とします。

＊同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命が定める終身年金に加入されている場合、終身年金の年金額は通算して3,000万円相当額を超えることはできません。

積立利率の適用期間

終身年金	契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間
確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間 ＊合計期間が30年を超えるときは、契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間

契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）

終身年金	40歳 ～ 90歳	確定年金	0歳 ～ 89歳

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。

年金支払開始年齢（年金支払開始日における被保険者の満年齢）

終身年金	40歳 ～ 90歳	確定年金	1歳 ～ 90歳

＊確定年金の年金支払期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。（年金支払開始年齢＋年金支払期間≦122歳）

据置期間・年金支払期間

	据置期間	年金支払期間
終身年金	ありません	終身
確定年金	1年～10年（1年きざみ）	10年～40年（5年きざみ）

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない据置期間、年金支払期間があります。

＊据置期間、年金支払期間ともにご契約後の変更は取り扱いません。

年金総額保証割合（終身年金）

指定通貨	米ドル・豪ドル	円
	100%、110%、120%	100%

＊ご契約後の変更は取り扱いません。

年金受取人

契約者または被保険者

＊ご契約時は契約者をご指定いただきます。

死亡給付金受取人（確定年金）

被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定（複数名の指定可能）

後継年金受取人

被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定

＊原則、後継年金受取人をご指定ください。後継年金受取人は1名のみご指定できます。

＊指定しない場合は、「保険契約者代理特約」を付加し、保険契約者代理人を必ず指定してください。►P18

後継年金受取人を指定されないまま年金受取人が死亡された場合、戸籍謄（抄）本が必要になる等、お手続きが複雑になり、お支払いに時間を要することがあります。

年金種類の変更

取り扱いません。

保険料の払込方法

一時払のみ取り扱います。

年金の分割払回数

年2回払、年4回払、年6回払（奇数月払）、年6回払（偶数月払）、年12回払

＊分割払金額（「指数あり」の場合は定額部分の年金額に応じた分割払金額）が、米ドル建：500米ドル、豪ドル建：500豪ドル、円建：5万円を下回るお取扱いはできません。

＊分割払回数の変更・分割払の中止は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

（次ページへつづく）

（前ページからのつづき）

円貨支払基準額の設定金額（年金の円貨支払額平準化特約）		10万円以上（1万円単位） ＊基準額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
解約	据置期間中 確定年金	解約返還金をお受け取りいただけます。 なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 ＊請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
年金の一括払	年金支払期間中	終身年金：年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払保証期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金支払保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続してお支払いします。 ＊年金の一括払が行われた後、残りの年金支払保証期間中に被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。 確定年金：年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金の一括払が行われた場合、ご契約は消滅します。 ＊請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）を一括払請求日とし、その日の未払年金の現価を基準として年金の一括払時の支払額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	取り扱いません。
契約者貸付		取り扱いません。

＊法人契約のお取扱いはありません。

具体的なご契約の内容につきましては、お申込みの際、この「契約概要」と「契約申込書」にて必ずご確認ください。

【ご参考】死亡給付金受取人の指定範囲（配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族）

10 付加できる特約については以下のとおりです
（くわしくは「ご契約のしおり･約款」をお読みください）

保険料円貨入金特約

■保険料を円貨でお払い込みいただけます。

■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

＊着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

＊情報端末を利用したお申込み、または野村證券にて振込処理を行う場合、付加できません。

年金の円貨支払額平準化特約

■年金（分割払の場合は分割払金）の円換算額に円貨支払基準額を設定し、年金（分割払の場合は分割払金）を円貨で受け取る場合に付加できます。

■円貨支払基準額は、10万円以上（1万円単位）でご指定いただきます。

＊分割払の場合の円貨支払基準額は、5万円以上（1万円単位）でご指定いただきます。

＊基準額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

■年金（分割払の場合は分割払金）の円換算額が円貨支払基準額を超えた場合には、超えた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の年金（分割払の場合は分割払金）の円換算額が円貨支払基準額を下回った場合に、積み立てておいた繰越準備金を上乗せして受け取ることができます。上乗せ後の金額が円貨支払基準額以上となる場合は、超えた金額をそのまま繰り越します。

■繰越準備金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。
ただし、つぎのいずれかの場合には、年金受取人にお支払いします（それまでの繰越準備金があれば合算します）。

終身年金	・年金支払保証期間中に被保険者が死亡し、年金支払保証期間中の最終回の年金（分割払の場合は最終回の分割払金）を支払うとき ・年金支払保証期間中の最後の年金支払日後（分割払の場合は最後の分割払日後）に被保険者が死亡したことによって主契約が消滅したとき
確定年金	・年金支払期間中の最終回の年金（分割払の場合は最終回の分割払金）を支払うとき

■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません（特約の解約時に繰越準備金が積み立てられているときは、年金受取人にお支払いします）。

■円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日（分割払の場合は分割払日）※における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

※終身年金の場合の第1回の年金（分割払の場合は第1回の分割払金）については、年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日（分割払の場合は第1回の分割払日）となります。

＊年金支払日（分割払の場合は分割払日）について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。

■年金の一括払時の支払金を「円貨支払特約」を付加してお受け取りになる場合、繰越準備金が積み立てられているときは、繰越準備金を加えた金額を年金の一括払時の支払金として年金受取人にお支払いします（年金の一括払後、特約は消滅します）。

＊外貨でお受け取りになる場合は、第一フロンティア生命所定の為替レート（為替手数料はかかりません）で外貨に換算した繰越準備金を加えた金額をお支払いします。

年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）

■年金（分割払の場合は分割払金）の円換算額に円貨支払基準額を設定せずに、年金（分割払の場合は分割払金）を円貨で受け取る場合に付加できます。

■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。

■円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日（分割払の場合は分割払日）※における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

※終身年金の場合の第1回の年金（分割払の場合は第1回の分割払金）については、年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日（分割払の場合は第1回の分割払日）となります。

＊年金支払日（分割払の場合は分割払日）について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。

円貨支払特約

■年金の一括払時の支払金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。

■年金の一括払などのご請求の際に付加できます。

■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

保険契約者代理特約 フロンティアのご家族安心サポート

■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。

■契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。

■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。

■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり･約款」でご確認ください。

＊ご契約時に後継年金受取人を指定しない場合は、本特約を付加し、保険契約者代理人を指定してください。

►P14

11 解約返還金額および年金の一括払時の支払額については以下のとおりです

■【据置期間中】解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額 ＝［ 積立金額 ×（1 － 市場価格調整率 ）］－ 解約控除の額

⚠ 解約返還金額は、基本保険金額（一時払保険料）が上限となります。

■【年金支払期間中】年金の一括払時の支払額は、つぎの算式により計算されます。

・指数あり の場合

年金の一括払時の支払額 ＝［ 定額部分の未払年金の現価※ ×（1 － 市場価格調整率 ）＋ 上乗せ部分の未払年金の現価※ ］－ 解約控除の額

・指数なし の場合

年金の一括払時の支払額 ＝［ 未払年金の現価※ ×（1 － 市場価格調整率 ）］－ 解約控除の額

※終身年金の場合は残余年金支払保証期間、確定年金の場合は残余年金支払期間における未払年金の現価とします。

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約や年金の一括払の際の平均指標金利に応じて金額が増減します。

＊「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額や年金の一括払時の支払額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

据置期間中に解約した場合の解約返還金額の増減イメージ（解約控除前）

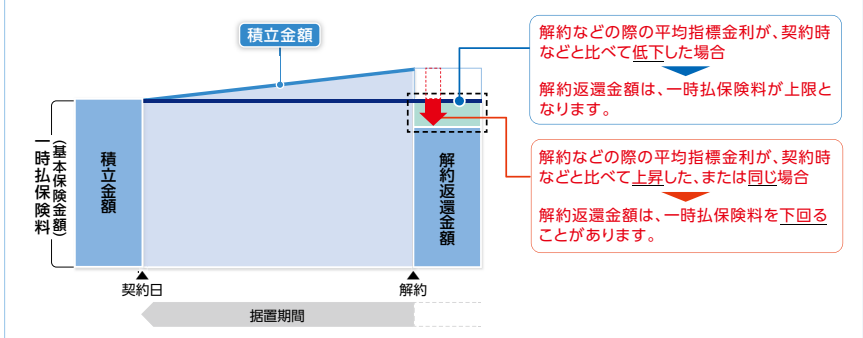

■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日または一括払請求日の平均指標金利} + 0.10\%^{※}} \right\}^{\text{調整年数}}$$

＊「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日（一括払請求日）にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

＊「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日、契約年齢をこの保険の契約年齢とし、この保険と同一の通貨、据置期間および年金支払期間が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

＊「一括払請求日の平均指標金利」とは、一括払請求日を契約日、契約年齢をこの保険の契約年齢とし、この保険と同一の通貨、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

＊「調整年数」は年金支払保証期間中（終身年金の場合）または年金支払期間中（確定年金の場合）の最後の年金支払日の前日までの月数などに基づいて計算します。なお、年金支払保証期間中（終身年金の場合）または据置期間と年金支払期間の合計期間（確定年金の場合）が31年を超える場合は、積立利率の適用期間の満了日までの月数などに基づいて計算します。

※解約返還金額や年金の一括払時の支払額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日または一括払請求日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。このため、契約日の市場金利と解約返還金計算日または一括払請求日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額または一括払請求日の未払年金の現価（市場価格調整の対象となる部分）に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈控除される率の例〉 確定年金（据置期間10年、年金支払期間30年）で、適用されている積立利率が2.0%、契約日と解約返還金計算日または一括払請求日に適用される平均指標金利が2.0%の場合

・解約時（積立金額に対して）

年金支払開始日の前日までの残存年数									
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
2.10%	2.01%	1.91%	1.82%	1.72%	1.62%	1.53%	1.43%	1.33%	1.24%

・年金の一括払時（未払年金の現価に対して）

積立利率の適用期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.64%	0.59%	0.53%	0.48%	0.42%	0.36%	0.29%	0.23%	0.16%	0.08%

■年金の一括払に際して、契約日から30年後における年金支払日以降は、市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 ＝ 基本保険金額 × 解約控除率（▶P22～25 をご参照ください）

■解約控除率は指定通貨、年金の種類、据置期間、年金支払期間、契約年齢および適用されている積立利率によって異なります。外貨建の場合は最大5.00%、円建の場合は最大2.80%から、経過年数ごとに低下していきます。

■契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

⚠
- ●市場価格調整を行うこと、解約をする際に解約控除がかかることなどの理由により、ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。
- ●一括払請求日に積立利率が適用されている場合は、市場価格調整を行うことや年金の一括払をする際に解約控除がかかることなどの理由により、ご契約後短期間で年金の一括払をしたときの「お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額」は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。
- ●上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

12 為替相場の変動による影響については以下のとおりです

■くわしくは ►P26 をご参照ください。

為替の影響の例(米ドルの場合)

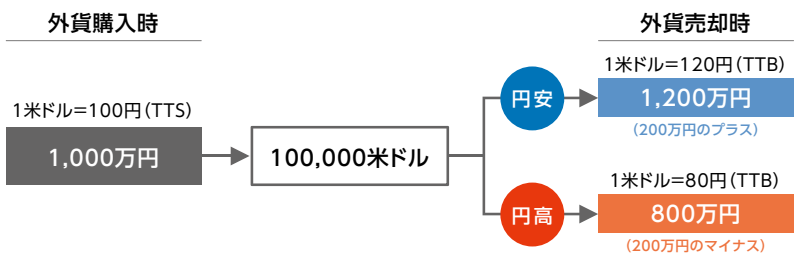

●TTS(対顧客電信売相場)…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●TTB(対顧客電信買相場)…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
＊為替相場に変動がない場合(TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。
＊TTM(対顧客電信売買相場仲値)…TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の中間の値です。

13 この保険は無配当保険ですので、配当金はありません

14 お客さまに負担していただく費用があります

■くわしくは ►P22~26 をご参照ください。

注意喚起情報

1 ⚠ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

ご契約の締結・維持などに必要な費用

■積立利率の計算にあたってはご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)を、当社所定の利率(積立利率の適用期間経過後)の計算にあたってはご契約の維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)を、あらかじめ差し引いております。

■「指数あり」の場合、定額部分の年金額の計算にあたって、上乗せ部分の年金額を受け取るために必要な額(年齢・性別などによって異なるため具体的な数値は表示しておりません。なお、指数助言にかかる費用も含みます。)を控除しています。
また、参照指数の計算にあたって、複製コスト(事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)が控除されます。

＊複製コストは、参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。

(参考)複製コストのシミュレーション結果:年率0.32%~0.64%の範囲
(対象期間:2007年5月~2025年11月)

ご契約の解約や年金の一括払などの際の費用

■ご契約の解約や年金の一括払などの際に、つぎの費用をご負担いただきます。

項　目	費　用	時　期
解約控除 ご契約の解約や年金の一括払などの際に必要な費用です。	基本保険金額に解約控除率※を乗じた金額 (注)解約控除率は ►P23~25 参照	ご契約の解約や年金の一括払などの際に控除します。

※指定通貨、年金の種類、据置期間、年金支払期間、契約年齢および適用されている積立利率によって異なります。外貨建の場合は最大5.00%、円建の場合は最大2.80%から、経過年数ごとに低下していきます。
＊契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

►次ページへ

解約控除率 終身年金 米ドル建・豪ドル建

適用されている積立利率	契約年齢	経過年数 1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
3.00%以上	40～64歳	4.20%	3.57%	3.00%	2.48%	2.01%
	65～79歳	4.50%	3.64%	2.88%	2.20%	1.62%
	80～90歳	4.50%	3.44%	2.53%	1.75%	1.12%
3.00%未満	40～64歳	2.90%	2.58%	2.29%	2.01%	1.74%
	65～79歳	3.10%	2.64%	2.21%	1.83%	1.48%
	80～90歳	3.10%	2.51%	1.98%	1.51%	1.11%
適用されている積立利率	契約年齢	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
3.00%以上	40～64歳	1.59%	1.21%	0.89%	0.62%	0.39%
	65～79歳	1.12%	0.72%	0.40%	0.18%	0.00%
	80～90歳	0.63%	0.28%	0.00%	0.00%	0.00%
3.00%未満	40～64歳	1.45%	1.16%	0.87%	0.58%	0.29%
	65～79歳	1.17%	0.89%	0.66%	0.45%	0.29%
	80～90歳	0.77%	0.49%	0.27%	0.12%	0.00%

解約控除率 終身年金 円建

適用されている積立利率	契約年齢	経過年数 1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
1.50%以上	40～64歳	2.70%	2.40%	2.13%	1.87%	1.62%
	65～79歳	2.80%	2.38%	2.00%	1.65%	1.34%
	80～90歳	2.80%	2.26%	1.79%	1.37%	1.00%
1.00%以上1.50%未満	40～64歳	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
	65～79歳	2.40%	2.09%	1.80%	1.53%	1.29%
	80～90歳	2.40%	1.98%	1.60%	1.26%	0.97%
1.00%未満	40～64歳	1.80%	1.62%	1.44%	1.26%	1.08%
	65～79歳	1.90%	1.68%	1.47%	1.28%	1.11%
	80～90歳	1.90%	1.59%	1.31%	1.06%	0.84%
適用されている積立利率	契約年齢	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
1.50%以上	40～64歳	1.35%	1.08%	0.81%	0.54%	0.27%
	65～79歳	1.06%	0.81%	0.59%	0.41%	0.26%
	80～90歳	0.70%	0.44%	0.25%	0.11%	0.00%
1.00%以上1.50%未満	40～64歳	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	65～79歳	1.06%	0.86%	0.68%	0.48%	0.24%
	80～90歳	0.71%	0.49%	0.31%	0.17%	0.07%
1.00%未満	40～64歳	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%
	65～79歳	0.94%	0.76%	0.57%	0.38%	0.19%
	80～90歳	0.64%	0.47%	0.32%	0.21%	0.11%

►次ページへ

解約控除率 確定年金 米ドル建・豪ドル建

適用されている積立利率	据置期間	年金支払期間	経過年数 1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
3.00%以上	1～4年	10年	5.00%	4.16%	3.37%	2.66%	2.04%
		15・20年	5.00%	4.41%	3.84%	3.31%	2.82%
		25～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
	5・6年	10年	5.00%	4.41%	3.84%	3.31%	2.82%
		15～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
	7～10年	10～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
3.00%未満	1～4年	10年	3.50%	2.91%	2.36%	1.86%	1.42%
		15・20年	3.50%	3.08%	2.69%	2.31%	1.97%
		25～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
	5・6年	10年	3.50%	3.08%	2.69%	2.31%	1.97%
		15～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
	7～10年	10～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
適用されている積立利率	据置期間	年金支払期間	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
3.00%以上	1～4年	10年	1.50%	1.04%	0.66%	0.37%	0.16%
		15・20年	2.37%	1.96%	1.50%	1.00%	0.50%
		25～40年	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	5・6年	10年	2.37%	1.96%	1.50%	1.00%	0.50%
		15～40年	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	7～10年	10～40年	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
3.00%未満	1～4年	10年	1.05%	0.72%	0.46%	0.26%	0.11%
		15・20年	1.66%	1.37%	1.05%	0.70%	0.35%
		25～40年	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	5・6年	10年	1.66%	1.37%	1.05%	0.70%	0.35%
		15～40年	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	7～10年	10～40年	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%

►次ページへ

解約控除率 確定年金 円建

適用されている積立利率	据置期間	年金支払期間	経過年数 1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
1.50%以上	1～4年	10年	2.80%	2.33%	1.89%	1.49%	1.14%
		15･20年	2.80%	2.47%	2.15%	1.85%	1.58%
		25～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%
	5･6年	10年	2.80%	2.47%	2.15%	1.85%	1.58%
		15～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%
	7～10年	10～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%
1.00%以上1.50%未満	1～4年	10年	2.30%	1.91%	1.55%	1.22%	0.93%
		15･20年	2.30%	2.02%	1.76%	1.52%	1.29%
		25～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
	5･6年	10年	2.30%	2.02%	1.76%	1.52%	1.29%
		15～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
	7～10年	10～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
1.00%未満	1～4年	10年	1.70%	1.41%	1.14%	0.90%	0.69%
		15･20年	1.70%	1.50%	1.30%	1.12%	0.96%
		25～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	5･6年	10年	1.70%	1.50%	1.30%	1.12%	0.96%
		15～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	7～10年	10～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%

適用されている積立利率	据置期間	年金支払期間	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
1.50%以上	1～4年	10年	0.84%	0.58%	0.37%	0.21%	0.09%
		15･20年	1.32%	1.09%	0.84%	0.56%	0.28%
		25～40年	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
	5･6年	10年	1.32%	1.09%	0.84%	0.56%	0.28%
		15～40年	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
	7～10年	10～40年	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
1.00%以上1.50%未満	1～4年	10年	0.69%	0.47%	0.30%	0.17%	0.07%
		15･20年	1.09%	0.90%	0.69%	0.46%	0.23%
		25～40年	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	5･6年	10年	1.09%	0.90%	0.69%	0.46%	0.23%
		15～40年	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	7～10年	10～40年	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
1.00%未満	1～4年	10年	0.51%	0.35%	0.22%	0.12%	0.05%
		15･20年	0.80%	0.66%	0.51%	0.34%	0.17%
		25～40年	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%
	5･6年	10年	0.80%	0.66%	0.51%	0.34%	0.17%
		15～40年	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%
	7～10年	10～40年	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

►次ページへ

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM＋50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM－50銭
「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」における為替レート	TTM（為替手数料はかかりません）
「年金の円貨支払額平準化特約」における為替レート	

＊上記の為替レートは、2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、金融機関への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金（分割払金）、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

＊上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の解約や年金の一括払などをする際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じるおそれがあります。

3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金の振込処理を野村證券にて行った日※1のいずれか遅い日から起算して8日以内※2であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※3ができます。

※1 他金融機関経由の場合は、第一フロンティア生命に着金した日となります。
※2 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
※3 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。

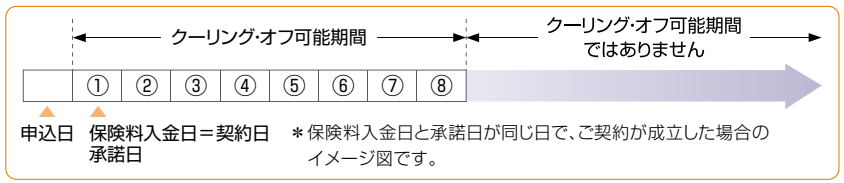

＊保険料入金日と承諾日が同じ日で、ご契約が成立した場合のイメージ図です。

■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

こちらからアクセス

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。

＊電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

＊書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 ＊フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） ＊上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨） 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 ／ 証券番号:S1234-56789-01 ＊確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意） お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 ＊ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

送り先　〒141-8712　日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

＊外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

■ したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※4	円貨※5
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※6	外貨※7

※4 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。
※5 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。
※6 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
※7 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料
②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料
④為替差損（益）

■ご契約後の更新または内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

＊ご不明な点があれば、第一フロンティア生命までお問い合せください。

■募集代理店へお申出いただいても受付しておりません。

4 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

＊申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料を第一フロンティア生命が受け取った日）における積立利率となります

■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

注意喚起情報

6 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

申込日　保険料入金日＝責任が開始される日＝契約日
　　承諾日

＊保険料入金日と承諾日が同じ日で、ご契約が成立した場合のイメージ図です。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

■死亡給付金の免責事由に該当した場合（ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）

■重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど）

■死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額や「お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額」が一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額や、年金の一括払時の支払額はつぎの影響をうけます。

①市場価格調整

②解約控除

③ 円貨に換算した金額は解約時または一括払時の為替レート

解約返還金額や、年金の一括払時の支払額の計算方法などくわしくは ▶P19・20 をご参照ください。

9 この保険は、為替相場の変動による影響をうけます

■くわしくは ▶P26 をご参照ください。

10 給付金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL：03-3286-2820
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

特に、現在加入している一時払年金保険を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方は、つぎの事項にご留意ください。

■一時払年金保険を解約した場合、解約返還金をお支払いし、ご契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。また、年金原資額の最低保証機能のついたご契約の場合、年金原資額の最低保証は消滅します。

■一時払年金保険を減額した場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。また、年金原資額の最低保証機能のついたご契約の場合、一般的に年金原資額が最低保証される額は減額されます。なお、減額した場合、減額せずにご契約を継続した場合にくらべて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。

■解約控除適用期間のある一時払年金保険を解約控除適用期間中に解約する場合、契約日からの経過年数に応じた解約控除を積立金から控除した金額が解約返還金額となります。

■新たにお申込みされる保険契約は、解約されるご契約と商品内容などが異なる場合があります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/）

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などで十分にご確認ください。

15 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126 営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

・お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
・第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

＊所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。
＊最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

＊「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
＊「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「年金の円貨支払額平準化特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。

項目		円換算日	換算日の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
年金（分割払金）		年金支払日 （分割払日）	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
年金の一括払時の支払金		一括払請求日 （請求書類の受付日）	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
解約返還金	所得税（一時所得）となる場合	解約返還金計算日 （請求書類の受付日）	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
	源泉分離課税となる場合		TTB （円換算日最終の対顧客電信買相場）
死亡給付金	所得税（一時所得）となる場合	支払事由発生日	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
	相続税・贈与税となる場合		TTB （円換算日最終の対顧客電信買相場）

＊終身年金の場合、第1回の年金に限り、その円換算日は、年金支払日ではなく、年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日となります。
＊受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
＊受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）であること。

年金および死亡給付金などの税務上のお取扱い

■年金の受取時の課税

年金額から必要経費を差し引いた金額が、所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

必要経費 ＝ 年金額※1 × 必要経費率 $\left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{年金受取予定総額※2}}\right)$

※1 「指数あり」の場合、定額部分の年金額となります。
※2 年金の種類に応じてつぎのとおりとします。なお、指定通貨が外貨の場合は、年金支払開始日における為替レート（TTM）で円換算した金額とします。

終身年金の場合	年金額（「指数あり」の場合は、定額部分の年金額）×①②のいずれか大きい方 ①年金支払開始日における性・年齢に応じた平均余命　②年金支払保証期間
確定年金の場合	年金額（「指数あり」の場合は、定額部分の年金額）× 年金支払期間

＊終身年金の場合、第1回の年金について、利息があればそれを含みます。
＊必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。
＊2回目以降の年金受取時の必要経費の計算の際にも、第1回と同じ必要経費率を使います。
＊終身年金における年金の一括払時の、雑所得の必要経費の計算の際にも、年金受取時と同じ必要経費率を使います。

＊分割払が行われている場合は分割払金額をもとに計算します（当社所定の利率による利息があればそれを含みます）。
＊ご契約者と年金受取人が別人の場合や後継年金受取人が年金を受け取る場合は、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。
＊ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。
＊年金受取人が死亡し、後継年金受取人が年金を受け取ることになる場合、年金受取人の死亡時に別途相続税が課税されます ▶P36。この場合、相続税法第12条（生命保険金の非課税枠）の適用はありません。

■年金の一括払時の差益に対する課税

年金の種類	年金の一括払時
終身年金	所得税（雑所得※3）＋住民税
確定年金	所得税（一時所得※4）＋住民税

■解約時の差益に対する課税 … 確定年金 で据置期間中に解約した場合

契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
20%源泉分離課税※5	所得税（一時所得※4）＋住民税

■死亡給付金受取時の課税　… 確定年金 で据置期間中に被保険者が死亡された場合

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※4）＋住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

＊契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

※3 被保険者死亡後における年金の一括払の場合、所得税（一時所得※4）の取扱いとなります。
※4 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。
※5 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

【ご参考①】年金受取時の課税の計算例（終身年金「指数あり」の場合）

<前提条件> 契約者・被保険者・年金受取人が同一人、
外貨建、女性、60歳（契約年齢）、一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、
年金総額保証割合110%（年金支払保証期間：37年）、第1回の定額部分の年金の円換算額：30万円※

受け取った年金の円換算額が35万円（うち定額部分の年金の円換算額が30万円）だった場合の計算は、

受け取った年金の円換算額　必要経費
雑所得金額 ＝ 350,000円 − 273,000円 ＝ 77,000円

定額部分の年金の円換算額
必要経費 ＝ 30万円 × 一時払保険料の円換算額 1,000万円 / 年金受取予定総額 1,110万円 ＝ 273,000円

年金受取予定総額
① 平均余命は23年
② 年金支払保証期間は37年
⇒ ②の方が①より大きいため
30万円 × 37年 ＝ 1,110万円

＊終身年金の年金受取予定総額は、第1回の年金額（「指数あり」の場合は、第1回の定額部分の年金額）および、年金支払開始日における性・年齢に応じた平均余命または年金支払保証期間を用いて算出します。

※終身年金の場合、第1回の上乗せ部分の年金額は0となります。
また、実際には第1回の年金について、利息があればそれを含みますが、上記の例では考慮していません。

余命年数表（所得税法施行令別表より抜粋）

年齢	余命年数	
	男性	女性
0歳	74年	80年
1歳	74年	79年
2歳	73年	78年
3歳	72年	77年
4歳	71年	77年
5歳	70年	76年
6歳	69年	75年
7歳	68年	74年
8歳	67年	73年
9歳	66年	72年
10歳	65年	71年
11歳	64年	70年
12歳	63年	69年
13歳	62年	68年
14歳	61年	67年
15歳	60年	66年
16歳	59年	65年
17歳	58年	64年
18歳	57年	63年
19歳	56年	62年
20歳	55年	61年
21歳	54年	60年
22歳	53年	59年

年齢	余命年数	
	男性	女性
23歳	52年	58年
24歳	51年	57年
25歳	50年	56年
26歳	50年	55年
27歳	49年	54年
28歳	48年	53年
29歳	47年	52年
30歳	46年	51年
31歳	45年	50年
32歳	44年	49年
33歳	43年	48年
34歳	42年	47年
35歳	41年	46年
36歳	40年	45年
37歳	39年	44年
38歳	38年	43年
39歳	37年	42年
40歳	36年	41年
41歳	35年	40年
42歳	34年	39年
43歳	33年	38年
44歳	32年	37年
45歳	32年	36年

年齢	余命年数	
	男性	女性
46歳	31年	36年
47歳	30年	35年
48歳	29年	34年
49歳	28年	33年
50歳	27年	32年
51歳	26年	31年
52歳	25年	30年
53歳	25年	29年
54歳	24年	28年
55歳	23年	27年
56歳	22年	26年
57歳	21年	25年
58歳	20年	25年
59歳	20年	24年
60歳	19年	23年
61歳	18年	22年
62歳	17年	21年
63歳	17年	20年
64歳	16年	19年
65歳	15年	18年
66歳	14年	18年
67歳	14年	17年
68歳	13年	16年

年齢	余命年数	
	男性	女性
69歳	12年	15年
70歳	12年	14年
71歳	11年	14年
72歳	10年	13年
73歳	10年	12年
74歳	9年	11年
75歳	8年	11年
76歳	8年	10年
77歳	7年	9年
78歳	7年	9年
79歳	6年	8年
80歳	6年	8年
81歳	6年	7年
82歳	5年	7年
83歳	5年	6年
84歳	4年	6年
85歳	4年	5年
86歳	4年	5年
87歳	4年	4年
88歳	3年	4年
89歳	3年	4年
90歳	3年	3年

【ご参考②】確定申告が不要となるケース

・年金所得者

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。（公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

・給与所得者

給与所得者は以下の条件等に当てはまる場合、確定申告は必要ありません。

①給与等の収入金額が2,000万円以下
②給与所得および退職所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

＊①の金額が年金所得者は400万円以下、給与所得者は2,000万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
＊②の所得金額とは①以外の総収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。
＊住民税については、申告が必要となる場合があります。

【ご参考③】年金受取中に年金受取人（ご契約者）が死亡された場合の課税評価額について

年金受取人（ご契約者）が死亡し、後継年金受取人が年金を受け取る場合、年金受取人の死亡時に、年金を受け取る権利（年金受給権）の評価額が相続税の課税対象となります。

年金受給権の評価額は、年金の種類に応じて以下のとおりです。

終身年金 の場合、つぎの①～③のいずれか大きい金額
①年金の一括払時の支払額（►P19・20をご参照ください）
②残余年金支払保証期間の未払年金について、予定利率で計算した年金の現価
③完全生命表で計算した余命期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

確定年金 の場合、つぎの①～②のいずれか大きい金額
①年金の一括払時の支払額（►P19・20をご参照ください）
②残余年金支払期間の未払年金について、予定利率で計算した年金の現価

＊確定申告が不要となるケースや税務上の取扱いなど、くわしくは国税庁ホームページなどをご参照ください。

ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

お客さまからのお申出(苦情)事例のご紹介　～お申込　み前にご確認ください～

第一フロンティア生命と契約した覚えはない。

預金ではありません

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

一定期間経過すれば、解約しても元本が保証されると思った。

解約時の最低保証はありません

解約返還金額は、
①契約時費用・解約控除等の費用　②市場価格調整※　などの影響を受けます。

※市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。
＊解約返還金額について、くわしくは ▶P19・20 をご参照ください。

〈上記②市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉

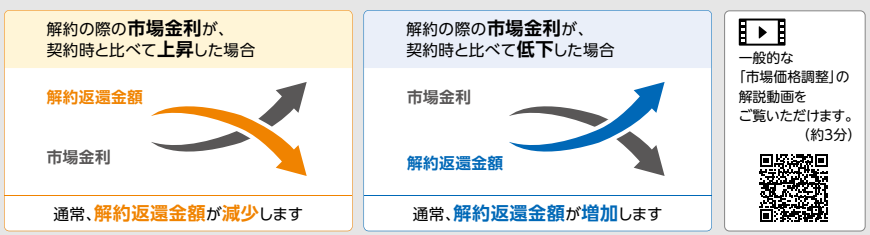

一般的な「市場価格調整」の解説動画をご覧いただけます。(約3分)

そのため、解約・減額した場合の受取金額は、指定通貨建で元本割れすることがあります。
また、最低保証はありません。

⚠ 円建のご契約でも、元本割れすることがあり、また最低保証はありません。

死亡保険金額や年金原資額、年金受取総額などは、円ベースで最低保証されると思った。

外貨建 為替リスクがあります

外貨建の契約の場合、為替レートの変動により、受取金額が円ベースで元本割れすることがあります。

〈為替の影響の例〉

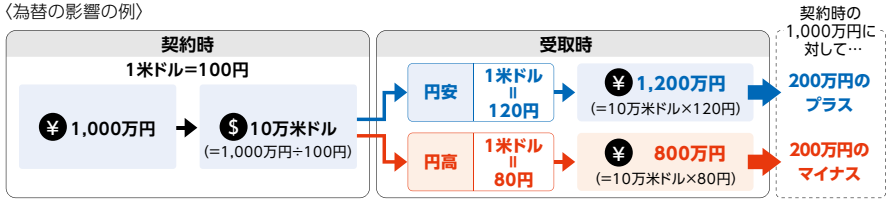

対象期間を勘違いしてしまい、クーリング・オフができなかった。

クーリング・オフは8日以内

お申込者またはご契約者は、
ご契約の申込日または一時払保険料充当金の振込処理を野村證券にて行った日※1のいずれか遅い日から起算して8日以内※2であれば、電磁的記録または書面によりクーリング・オフができます。

※1 他金融機関経由の場合は、第一フロンティア生命に着金した日となります。
※2 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

〈クーリング・オフ可能期間のイメージ〉

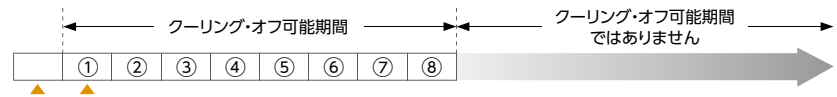

＊保険料入金日と承諾日が同じ日で、ご契約が成立した場合のイメージ図です。

＊クーリング・オフについて、くわしくは ▶P27・28 をご参照ください。

現在の契約を解約し、新たに保険契約の申込みをしたが、また費用がかかるなんて聞いてなかった。

不利益が発生する可能性

ご契約中の保険契約を解約して再加入した場合、各種の費用等を再度負担していただくことになります。
このほかにもご契約を乗り換えると、
商品性などによりお客さまにさまざまな不利益が発生する可能性があります。

＊現在契約している生命保険を解約または減額し、新たに別の生命保険を契約することを「乗換え」といいます。

「乗換え」により不利益となる可能性のある主な事項

ご契約中の保険契約の解約に伴う不利益	新たな保険契約への加入についての不利益
・費用(解約控除等)の負担 ・新規契約成立までの保障の途切れ ・為替変動や市場価格調整等による解約返還金額の元本割れ ・定期支払金や配当の請求権の消失 など	・ご契約中の保険契約と比べて保険金額等が減少すること ・費用(契約時費用等)の再負担 ・市場環境(為替・金利など)の変化により、ご契約中の保険契約より契約条件が不利になること など

一般的な「生命保険の乗換えにおける注意事項」の解説動画をご覧いただけます。(約3分)

＊上記は不利益となる可能性のある主な事項を記載したものであり、実際に不利益となるすべての事項を記載しているわけではありません。

ご不明な点等ございましたら、お申込みの前に、生命保険募集人にご確認ください。